

森町立森小学校【いじめ防止基本方針】

1 基本方針

(1)いじめの定義

いじめとは、「一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2)いじめに対する基本認識

- (ア)いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
 - (イ)いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
 - (ウ)いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
 - (エ)関係者が一体となって取り組むことが必要である。
 - (オ)いじめ問題は家庭や地域との連携・協力が不可欠な問題である。
 - (カ)犯罪行為(暴力や恐喝など)は警察に通報する。
- 以上(ア)～(カ)を踏まえて、全職員体制で指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

○いじめを許さない、見過ごさない雰囲気を作る。

- (ア)いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。そのために明るい人間関係を育てる学級経営を進める。
 - (イ)「互いの良さを見つける活動」や「人間関係づくりプログラム」を実施する。
係や委員会活動等を通じて、人のために働いたり、協力して取り組んだりする経験を積ませ、自己有用感とお互いに認め合う心の高揚を図る。
 - (ウ)森町いじめ防止のための基本方針を踏まえ、「自分がされていやなことは人にしない」の合言葉を徹底する。
 - (エ)よりよい人間関係の形成・学校生活の充実のために、仲間とともにやり遂げる楽しさを感じる学校行事を実施。(ペア清掃・ペア遊び・運動会・交流活動)
 - (オ)いじめ撲滅スローガン(※)の呼び掛け。

※「いじめ撲滅スローガン」の取り組みについて

～森小学校いじめ撲滅スローガン～

『 思いやりを大切に 仲良くしよう 友達と 』

(令和3年度森っ子委員会・児童代表委員会にて制定)

(力) 森っ子委員会を中心に「5つの合言葉を守れる学校」をつくっていく。

～森っ子5つの合言葉～

- 1) 「きらきらあいさつ」(気持ち良いさわやかなあいさつをしよう)
- 2) 「ふわふわ言葉」(やさしい言葉遣いをしよう)
- 3) 「スタディオン」(時間を守ろう)
- 4) 「レッツウォーク」(廊下は静かに右側通行をしよう)
- 5) 「ライナップ」(はき物や持ち物を整えよう)

- ・9月から12月まで、5つの合言葉のうち、「ふわふわ言葉」を重点として取り組む。
- ・各学級で、スローガンを確認し、学級での取り組みを決める。
- ・友達の名前を大切にするために、「さん・君付けて名前を呼ぼう」を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

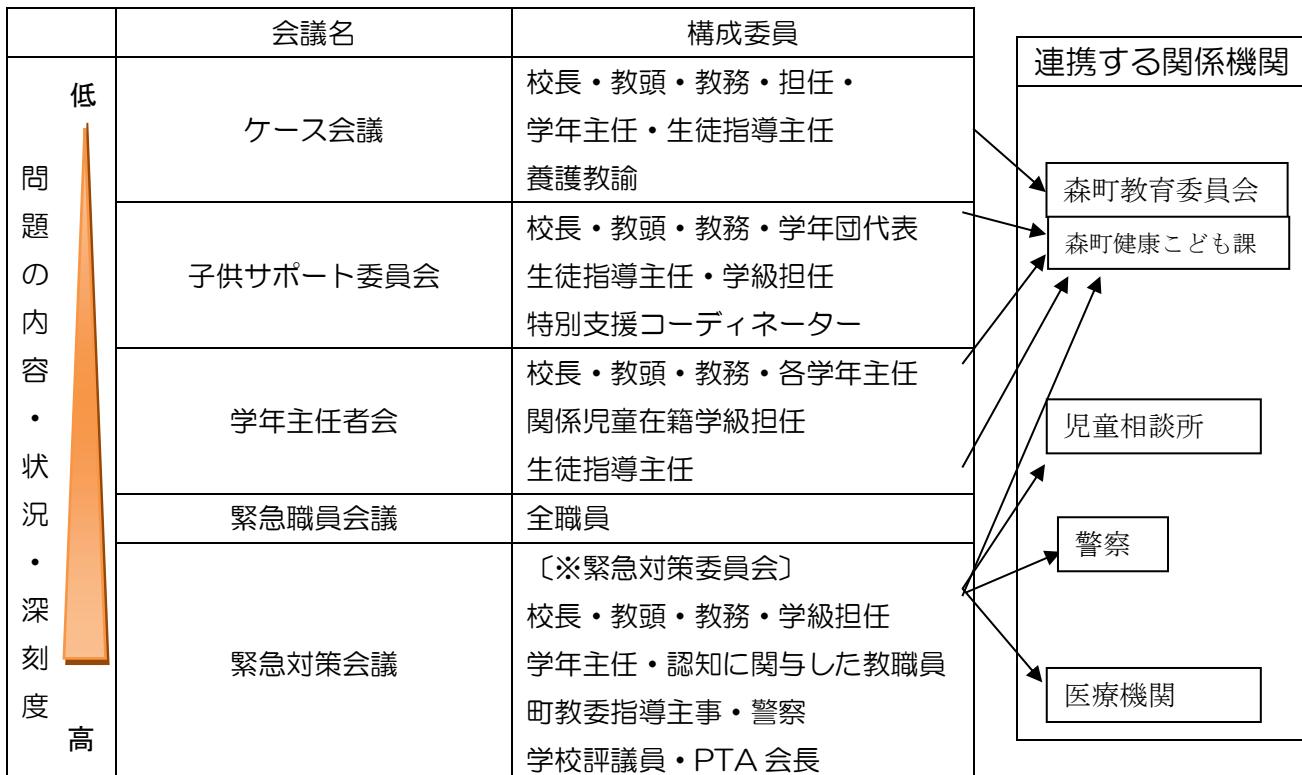
(1) いじめの早期発見のために

- (ア) 定期的なアンケート調査や教育相談等を実施
- (イ) 毎月、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）との面談の希望を聞く
- (ウ) 本読みカードや連絡帳での保護者との情報交換
- (エ) 適宜、家庭訪問、保護者との面談や電話連絡
- (オ) 担任は児童の生育歴、家庭環境等の背景を確実に把握し、学年等で共通理解を図る。

(2) いじめの早期対応

- (ア) 子供サポート委員会（生徒指導いじめ対策委員会＋特別支援委員会）での報告・検討
 - ・全職員で情報交換・共通理解に努める。
 - ・全職員がそれぞれの立場で可能な関わりをもつ。
 - ・担任以外も関係する児童に積極的に声を掛ける。
 - ・個別の報告については校内データベースを利用し、情報の集約と共通理解に活用する。
- (イ) いじめや問題行動が起こった場合は、速やかにケース会議を実施する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織



○ 重大事態が発生した場合の対応(生命、心身又は財産等への被害)

- ・ 町教育委員会へ速やかに報告し、指示を受ける。
- ・ 校長を本部長とした『緊急対策委員会(※)』を学校内に設置し、調査及び報告、部外者対応・保護者対応等、適切かつ迅速な初動体制を確立する。
- ・ 『緊急対策委員会』以外の職員については、校長の指示の元、適切な対応が迅速にとれる状態で待機する。

5 その他

(1) 校内で生じる可能性のある犯罪行為等

いじめの態様	刑罰法規	事例
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行 刑法第 208 条	・ゲームや悪ふざけと称して、同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。 ・無理矢理ズボンを脱がす。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	傷害 刑法第 204 条	プロレスと称して同級生を押さえつけたり、投げたりする。

いじめの態様	刑罰法規	事例
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要 刑法第 223 条	断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる。
	強制わいせつ 刑法第 176 条	断れば危害を加えると脅し、性器を触る。
金品をたかられる	恐喝 刑法第 249 条	断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗 刑法第 235 条	教科書等の所持品を盗む
	器物損壊等 刑法第 261 条	自転車を故意に破損させる。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	脅迫 刑法第 222 条	学校に来たら危害を加えると脅す。
	名誉毀損・侮辱 刑法第 230、231 条	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて「万引きしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く。
	脅迫 刑法第 222 条	学校に来たら危害を加えると脅す。
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる	名誉毀損・侮辱 刑法第 230、231 条	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きしていた」「気持ち悪い」「うざい」などと悪口を書く。
	児童ポルノ提供等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条	携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

(2)いじめ対策に関する関係機関及び連絡先

森町教育委員会学校教育課	0538-85-1112
県教育委員会学校教育課小中学校教育室	054-221-3106
袋井警察署生活安全課	0538-41-0110
西部児童相談所	0538-37-2810
子ども・家庭 110 番	053-458-4152
ハロー電話「ともしび」(掛川地区)	0537-24-8686
こころの電話(精神保健福祉センター)	0538-37-5560

(3)いじめ対応フローチャート

